

税について 考えよう

●インターネットでらくらく確定申告

- ① 自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、所得税の確定申告ができます。
 - ② ATMやインターネットバンキングなどを利用して納税ができます。
 - ③ インターネットを利用して申請・届け出などができます。
- ※もつと詳しい情報は、ホームページで！「インターネット」で検索を。



税務署に
出かけなくても、
インターネット。

●農業収支計算の準備はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。

「収支計算」をするためには、収入金額の分かる書類と、経費が

国税庁は毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、さまざまな広報・広聴活動を行っています。この機会に税について考えてみませんか。

分かる書類が必要になります。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、農業に係るこれらの書類をなくさないように整理保存しておくことが必要です。

※昨年までは、12月に農業収支相談会を開催していましたが、本年度は実施しません。随時ご相談ください。

問い合わせ

税務課市民税係

☎0824-73-1146

庄原税務署

☎0824-72-1001

●税務研修会

インターネットの利用や、平成20年度税制改正について説明します。

とき 11月13日(木)

14時～16時30分まで

ところ 庄原商工会議所

問い合わせ

社団法人 庄原法人会 事務局

☎・FAX 0824-72-1889

申請もれはありませんか？ 障害者控除認定

年末調整や確定申告の時期が近づいてきました。

税法上の所得控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書の申請はお済みですか。

65歳以上の介護を必要とする方で、

「身体障害者等に準ずる方」や

「6カ月以上寝たきり状態にある方」は、

お早めに市へ申請してください。

対象者

- 次の①・②の全てに該当し、かつ③④⑤⑥のうちいずれかの状態の方。
- ① 他の制度により税法上の特別障害者控除を受けていない方
 - ② 65歳以上の方
 - ③ 認知症状のある方、あるいは認知症と診断されている方
 - ④ 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない方
 - ⑤ 屋内での生活は何らかの介助が必要で、日中もベッドなどでの生活が主体である方
 - ⑥ 生活全般に介助が必要な方（ほぼ寝たきりの状態の方）

※身体者障害者福祉法等に基づく障害認定と介護保険法に基づく要



介護認定は、その認定基準が異なることから、要介護認定の要介護度が高くても、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられない場合があります。

申請に必要な書類

- ① 障害者控除対象者認定申請書
- ② 医師の診断書または民生委員の意見書

※ 要介護認定を受けている方については、②は必要ありません。

※ ①、②の書類は高齢者福祉課介護保険係や各支所介護保険担当室にあります。

問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係

☎0824-73-1167

または各支所保健福祉担当係